

介護老人保健施設 博寿苑

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設博寿苑（以下「当施設」という。）は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を保証する者（以下「連帯保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設博寿苑通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、次に掲げる場合には新たに同意を得ることとします。

（1） 連帯保証人に変更があった場合。

（2） 本約款、別紙1及び別紙2が改定された場合。

2 病気等により利用中断・中止等され、再度、利用時には初回利用時の同意書提出をもって、当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び連帯保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び連帯保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用を解除・終了することができます。

（1） 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

（2） 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合

（3） 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合

（4） 利用者及び連帯保証人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合

（5） 利用者が、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

（6） 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（7） 上記各号のほか、利用者又はその家族が、施設職員、サービス従事者もしくは他の利用者に対し、その身体・健康・財産に危害を及ぼす行為、暴言・脅迫、セクシャルハラスメント、その他事業者の業務を妨害する迷惑行為を行い、当事者間の信頼関係が破壊されるに至った場合

（営業日及び営業時間）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次の通りとします。

- (1) 営業日毎週月曜日～土曜日（ただし12/30～1/3を除く）
- (2) ①午前10時00分から午後4時05分まで
（送迎時間午前8時45分から午後5時00分まで）
②午前10時00分から午後13時05分まで
（送迎時間午前8時45分から午後2時00分まで）
③午後2時00分から午後4時05分まで
（送迎時間午後1時00分から午後5時00分まで）
- (3) 但し、利用者の要望等により日曜日及び12/30～1/3間に営業することがございます。

（利用料金）

第6条 利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに送付し、利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 利用予定日の利用中止を申し出された場合、取消料として次に掲げる料金を徴収させていただきます。

(1) 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合：予定されていた日常生活費の内、及び食材料費、おやつ代の自己負担額（実費）

(2) 利用日の前日までに申し出があった場合：無料

4 利用当日、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用をお支払いいただきます。

（通常の事業の実施範囲）

第7条 原則として京都市左京区（久多・花背地域除く）、北区（西：堀川通り 南：紫明通り）、上京区（室町小、京極小、御所南小区）、東山区（南：丸太町通り）とします。

（記録）

第8条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、当施設の「個人情報保護規定」に従って対応することとします。

（感染症対策体制の徹底）

第9条 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、感染対策委員会を、1ヶ月に1回、定期的を開催することとします。その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

2 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとします。

3 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を開催することとします。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(秘密の保持)

第12条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。当施設の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第13条 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、及び利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第14条 利用者及び連帯保証人は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員（久保田）に申し出ることができます。

(賠償責任)

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(連帯保証)

第16条 連帯保証人は、患者と連帯して、本契約から生じる患者の債務を負担するものと

し、連帯保証人の負担は、極度額 80 万円を限度とする。連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は、連帯保証人が死亡した時に、確定するものとする。

(債務に関する情報の提供)

第 17 条 連帯保証人の請求があった時は、事業者は、連帯保証人に対し、延滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者へのすべての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(利用契約に定めのない事項)

第 18 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は連帯保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

介護老人保健施設博寿苑ご案内
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団行陵会 介護老人保健施設 博寿苑
- ・開設年月日 平成 3 年 1 月 21 日
- ・所在地 京都市左京区大原戸寺町 383
- ・電話番号 075-744-3196 ・ファックス番号 075-744-3296
- ・管理者名 中井 一郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2650680016 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 博寿苑の運営方針]

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービス、短期入所サービス、介護予防通所サービスを提供するよう努める。
2. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設、その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

(3) 施設の職員体制（医師、看護師、薬剤師、リハビリ、栄養士、相談員については入所施設と通所リハビリテーション<介護予防通所リハビリテーション>で一部兼務）※常勤換算

	常 勤	非常勤	業務内容
・医 師	1.2	0.4	利用者の医療管理
・通所リハ介護職員	15.0	0.8	利用者の自立支援
・支援相談員	1.0	0	相談援助
・理学療法士	1.0	0	医師の指示によるリハビリテーション
・作業療法士	0.7	0	医師の指示によるリハビリテーション

(4) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）定員 60 名

2. サービス内容

- (1) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画立案・実施
- (2) リハビリテーション計画立案・実施
- (3) 各加算の計画立案・実施
(リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ・Ⅱ、短期集中個別リハビリテーション実施加算、生活行為向上リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ、入浴介助加算、サービス提供体制加算Ⅰイ、運動器機能向上加算)
- (4) 食事 昼食 12時00分～13時00分
- (5) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (6) 医学的管理・看護
- (7) 介護
- (8) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (9) 相談援助サービス
- (10) 行政手続代行
- (11) その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や協力歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人社団行陵会 京都大原記念病院
 - ・住 所 京都市左京区大原井出町 164 番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 医療法人社団行陵会 京都大原記念病院
 - ・住 所 京都市左京区大原井出町 164 番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、連帯保証人に連絡し、ご不在の場合は同意書の「連帯保証人不在時の緊急連絡先」に指定されている方に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

(1) ご利用にあたり

当施設の規則を遵守し、医師及び職員の指示に従って、療養に専念していただきます。

医師、看護婦、介護職員等当施設職員の指示を守らず、他の利用者に迷惑をかけ、職員の指示に従わない場合は即時ご利用を中止させていただきます。

医師または職員等の指示に従わずに生じた事故、または転倒・徘徊等により生じた不可避の事故（送迎中を含む）については当施設は一切責任を負いません。

(2) 通所リハビリテーションのキャンセルについて

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用前、または利用日当日に都合により休まれる場合は、速やかに当施設へ連絡して頂くようお願い致

します。

利用予定日の利用キャンセルを申し出された場合、以下のように取消料として料金を徴収させていただきます。

① 利用予定日の前日 17:00 までに申し出がなかった場合：予定されていた日常生活費用の内、食材料費、おやつ代の自己負担額（実費）

② 利用日の前日までに申し出があった場合：無料

(3) 飲酒

施設長の許可なく施設内で飲酒をすることはご遠慮下さい。

(4) 喫煙

敷地内での喫煙はご遠慮下さい。

(5) 火気の取扱い

火気の施設内の持ちこみは、防災管理の必要上禁止させていただきます。

(6) 設備・備品の利用

利用中の器物破損等については、損害分を実費にて速やかに弁償させていただきます。

(7) 所持品・備品等の持ち込み

（介護予防）通所時の持参品についてはご利用時にお渡し致しましたご案内をご参照下さい。持参品については所定の方法にて記名をお願い致します。また、荷物類は必要最小限にして下さい。

（介護予防）通所サービスご利用者様のオムツについてはお持ち込みいただくか、当施設にて用意致します。（実費、別紙 2 参照下さい）

(8) 食品類の持ち込み

ご利用中、万一お持ち込みになられた食品類に起因する事故等については当施設は一切責任を負いません。

(9) 金銭・貴重品の管理

現金、貴重品のお持ち込みは固くお断り致します。万一、お持ち込みになられた現金・貴重品の盗難、紛失等のトラブルが発生した場合、当施設は一切責任を負いません。

(10) ペットの持ち込み

当施設へのペットの持ち込みは禁止させていただきます。

(11) その他

ご利用中の急病による緊急時には、医師の指示に従い協力医療機関または他医療機関等へ転出して頂く場合があります。また、その際に生じる費用に関してはその医療機関ごとの料金体系になることをご了解下さい。

ご利用開始時の内容（氏名、住所、緊急連絡先、請求書送付先等）に変更が生じた場合は必ず当施設までご連絡下さい。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)をご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の

政治活動」は禁止します。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話 075-744-3197)

また、要望や苦情なども、支援相談担当者(久保田)にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

行政苦情窓口として

*左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	高齢介護保険担当	(075-702-1071)
*北区役所保健福祉センター健康長寿推進課	高齢介護保険担当	(075-432-1366)
*上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	高齢介護保険担当	(075-441-5106)
*東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課	高齢介護保険担当	(075-561-9187)
*京都府国民健康保険団体連合会	介護保険課介護管理係相談担当	(075-354-9090)

8. 第三者評価

当該年度は当法人では提供するサービスの第三者評価を受けておりません。

<別紙2>

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について

1. 介護保険証の確認

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) ご利用については毎月、月初めに介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) についての概要

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) については、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) の提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担の支払いを受けるものとします。

(2) その他の料金

- ① 食費(昼食代) 一般 800円
選択食(利用者が選択し、施設が提供する食事) 実費

※通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがございます。

- ② 日用品費(おしぼり、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、)

1日当たり 150円

- ③ 教養娯楽費(レクリエーションに係る材料費、教材等) 1日当たり 150円

- ④ おやつ代(希望者のみ) 1日当たり 150円

選択メニュー(利用者が選択し、当施設が提供する特別なおやつ) 実費

- ⑤ 文書料 実費

- ⑥ その他

特別なレクリエーションの材料等の料金 実費

オムツ代

紙おむつ(パンツタイプ) 150円/1枚

紙おむつ(パットタイプ) 40円/1枚

紙おむつ(テープタイプ) 100円/1枚

(3) 支払方法

- ・ 毎月20日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。
- ・ お支払い方法は、原則自動引き落としでお願い致します。但し、諸般の事情により自動引落としによるお支払いが不可能な場合には、銀行振込、クレジットカード、デビットカード、現金によるお支払いについてご相談させていただきます。